

「正露丸包装箱」不正競争行為差止等請求事件：大阪地裁平成 23（ワ）12566・平成 24 年 9 月 20 日（26 民部）判決＜請求棄却＞

### 【キーワード】

正露丸，普通名称，アンケート調査，不競法 2 条 1 項 1 号・2 号，商品の混同

### 【事案の概要】

1 前提事実（当事者間に争いが無い。）

#### (1) 当事者

原告（大幸薬品株式会社）は、医薬品及び動物用医薬品、医薬部外品、農業薬品、化粧品の製造、販売並びに輸出入等を目的とする会社である。

被告（キョクトウ株式会社）は、医薬品・医薬部外品・動物用医薬品・化粧品・医療用具の製造並びに販売等を目的とする会社である。

#### (2) 原告の商品表示

原告は、別紙原告表示目録記載 1 ないし 3 の各商品表示（以下「原告表示 1」ないし「原告表示 3」といい、併せて「原告各表示」という。）を使用し、胃腸薬である原告商品（後記(4)参照）を製造販売している。

#### (3) 被告の行為等

被告は、平成 21 年 2 月ころから、別紙被告表示目録記載 2 の包装（以下「被告表示 2」という。）を使用して、胃腸薬である被告商品（後記(4)参照）を製造販売している。なお、上記包装を使用して販売することにより、いかなる商品表示を使用しているといえるかについては、後記のとおり争いがある。

#### (4) 原告商品及び被告商品

原告商品と被告商品は、いずれもクレオソートを主成分とする胃腸薬（以下「本件医薬品」という。）のうち、一般に「糖衣錠」と称される種類の錠剤である。

### 2 原告の請求

原告は、被告の行為が、不正競争防止法（以下「法」という。）2 条 1 項 2 号の他人の商品等表示として著名な原告各表示と同一又は類似の商品表示を使用した商品を譲渡する行為に当たるとして、又は 法 2 条 1 項 1 号の他人の商品等表示として需要者の間に広く認識されている原告各表示と同一又は類似の商品表示を使用した商品を譲渡し、原告商品と混同を生じさせる行為であるとして、被告に対し、法 3 条に基づき、被告各表示の使用差止め並びに被告表示 1 の表示を付した包装及び被告表示 2 の包装の廃棄を求めるとともに、法 4 条本文に基づき、1 0 0 0 万円の損害賠償及びこれに対する平成 23 年 1

0月15日（本件訴状送達の日翌日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めている。

### 3 争点

- (1) 原告各表示は，原告の商品表示として周知著名なものであるか（争点1）
- (2) 被告各表示は，原告各表示と同一又は類似の商品表示であるか（争点2）
- (3) 被告の行為は，原告商品と混同を生じさせるものであるか（争点3）
- (4) 損害額（争点4）

### 【判 断】

#### 1 本件医薬品の名称に関する経緯事実

証拠（甲30，59，乙3，4）によれば，以下の事実が認められる。

##### (1) 「正露丸」が本件医薬品の普通名称であること

日露戦争の後，多数の業者が「征露丸」の名称をもって本件医薬品を製造販売するようになり，その結果，「征露丸」は，本件医薬品を指すものとして，日本国内において周知の表示となった。

「征露丸」は，一旦商標登録されたが，同商標の登録無効の審判が請求され，大正15年6月28日，大審院において，同商標の登録を無効とする判決がされ，同商標権は失効した。

太平洋戦争の後，本件医薬品の名称として「征露丸」に代わって「正露丸」が不特定多数の業者により全国的に用いられるようになった。

原告は，昭和29年10月30日，「正露丸」の商標登録をしたが，同商標登録に係る商標登録無効審判についての審決取消訴訟において，同商標登録は無効とされた。

その理由は，遅くとも原告が上記商標登録をした当時，「正露丸」は，本件医薬品の一般的な名称として国民の間に広く認識されていたこと，ごく普通の書体で「正露丸」の文字に「セイロガン」の文字を振り仮名のように付記したにすぎない上記商標は，商品の普通名称を普通に用いられる方法で表示したにすぎない標章であるということによる。

以上の事実によると，「正露丸」は，本件医薬品の名称として，遅くとも昭和29年ころまでに，普通名称となっていたといえることができる。

##### (2) 「正露丸」の名称で本件医薬品を製造販売する他社の存在

平成18年当時，「正露丸」又は「SEIROGAN」本件医薬品の製造販売を行っていた業者は原告及び被告の他に少なくとも10社以上存在し，それらの商品の包装箱は，いずれも直方体であり，包装箱全体の地色が橙色である点で共通していた。

原告は，本件医薬品ないしその糖衣錠の製造販売行為自体については何ら特別の権利を有しないし，その普通名称である「正露丸」等についても他社によ

る使用等の差止めを求めることができる権利を有しない。

2 争点2（被告各表示は，原告各表示と同一又は類似の商品表示であるか等）について

本件事案の内容に鑑み，まず争点2について検討すると，以下のとおり，被告表示2が原告各表示と同一又は類似の商品表示であると認めることはできないし，被告が被告表示1を使用しているとも認められない。

(1) 判断基準

特定の商品表示が法2条1項1号又は2号にいう他人の商品表示と類似のものか否かを判断するに当たっては，取引の実情の下において，取引者，需要者が，両者の外観，称呼，又は觀念に基づく印象，記憶，連想等から両者を全体的に類似のものとして受け取るおそれがあるか否かを基準として判断するのが相当である。

(2) 原告各表示の構成

ア 原告表示1

「セイロガン」，「糖衣」及び「A」の各文字を一連一体のものとして記載したものである。

イ 原告表示2

別紙原告表示目録記載2のとおり，原告表示1の各文字を一連一体のものとして記載したものである。具体的には，アルファベットの「A」の横棒を左方に飛び出す形に意匠化し，その上に小さく黒地に白抜きで「糖衣」と記載したものである。

ウ 原告表示3

原告は，原告商品の包装自体（全体）を原告表示3であると主張する。

原告商品の包装の正面及び左側面は，別紙原告表示目録記載3のとおりであるが，その全体の具体的な構成は，以下のとおりである（甲3の1・2，4の1・2及び乙2）。

(ア) 全体

直方体で，全体の色調は明るい黄色がかった橙色である。

(イ) 正面

上から順に以下の記載がある。

a 上部

黒字で，左側に「胃腸薬」と記載されている。右側には「第2類医薬品」と記載され，四角で囲まれている。

左側に黒字で「軟便」，「下痢」，「食あたり」と3段に分けて併記され，右側には大きな赤色の二重円の中に白地に赤色でラッパのマークが記載されている。

b 中央

原告表示 2 が「セイロガン」と「糖衣 A」の各部分に分けられ、赤字（糖衣の部分は長方形の赤地に白抜き）で 2 段に分けて併記されている。  
その下に黒字で「飲みやすい白い錠剤」と一連で記載されている。

c 下部

上記 b の「糖衣 A」の文字の上部から原告表示 3 の正面下半分を占める大きさで、金色で大きくアルファベットの「A」が記載されている。

上記アルファベットの「A」の横線と重なる形で、赤い線が水平に引かれている。

その下の正面最下部右側には、黒字で「84錠」と記載されている。

(ウ) 左側面

上から順に以下の記載がある。

黒字で、「軟便・下痢・食あたり」と一連で記載がされ、その右には「第 2 類医薬品」と記載され、四角で囲まれている。

大きな赤字（糖衣の部分は長方形の赤地に白抜き）で原告表示 2 が記載されている。

その下に黒字で「飲みやすい白い錠剤」と一連で記載されている。

右半分を占める大きさで、金色でアルファベットの「A」が記載されている。

上記アルファベットの「A」の横線と重なる形で、赤い線が水平に引かれている。

上記アルファベットの「A」の左側には、上記赤い線を中断する形で、前記(イ) a と同じ態様のラッパのマークが記載されている。

(エ) 右側面

上半分には、小さい赤字で保管及び服用に関する注意事項が記載されている。

下半分には、小さく上記ラッパのマークが記載され、原告の会社名、住所等が記載されている。

(オ) 背面

最上部に、小さい赤字で原告表示 1 が記載されている。その右側に黒字で「第 2 類医薬品」と記載され、四角で囲まれている。

小さい黒字で効能、用法・用量、成分・分量が記載されている。

(カ) 上面

最上部には、黒字で「第 2 類医薬品」と記載され、四角で囲まれており、その下に赤字（糖衣の部分は長方形の赤地に白抜き）で原告表示 2 が記載されている。

中央部に大きく上記ラッパのマークが記載されており、その下に黒字で「登録商標」及び「84錠」という記載がある。

(キ)底面

最上部に、赤字で原告表示2をアルファベット表記にしたものが記載され、その下に、ラッパのマークが記載されている。

下部には、製造番号と使用期限が記載されている。

### (3) 被告各表示の構成

被告商品の包装の正面と右側面は、別紙被告表示目録記載2のとおりであるが、原告は、被告商品の包装自体（全体）を被告表示2であると主張し、また、その中に被告表示1を使用していると主張する。

#### ア 被告商品の包装の構成

そこで、まず、上記包装の具体的な構成をみると、以下のとおりである（甲5，乙1）。

##### (ア) 全体

直方体で、全体の色調は橙色である。

##### (イ) 正面

上から順に以下の記載がある。

###### a 上半分

赤字で「下痢・食あたり・水あたり」と記載され、赤色の下線が引かれている。

黒字で大きく「正露丸」と記載されている。

左側に、赤い錠剤型の楕円形が記載され、その中に白抜きで「糖衣」と記載され、その右側に、黒字で「飲みやすい」、「白い錠剤」と2段に分けて併記されている。

###### b 下半分

正面下部のほとんどを占める大きさで金色の四角形が記載され、これを下地として抜き書きすることにより、背景からアルファベットの「S」の形で読み取れるように記載されている。

上記「S」の文字の中央を横切るように、赤い線が水平に引かれており、その中に白抜きで「SEIROGAN」と記載されている。

上記「S」の文字の下部右側には、3つの白い錠剤が記載されている。

正面最下部の左側には黒字で「第2類医薬品」と記載され、四角で囲まれており、その右側に黒字で「90錠」と記載されている。

##### (ウ) 右側面

上から順に以下の記載がある。

###### a 左半分

赤字で「下痢・食あたり・水あたり」と記載され、赤色の下線が引かれている。

黒字で大きく「正露丸」と書かれている。

左側に赤い錠剤型の楕円形が記載され、その中に白抜きで「糖衣」と記

載され、その右側に黒字で「飲みやすい」、 「白い錠剤」と2段に分けて併記されている。

黒字で「第2類医薬品」と記載され、四角で囲まれており、その右側に「90錠」と記載されている。

b 右半分

右半分のほとんどを占める大きさで、前記(イ) bと同様にアルファベットの「S」が記載されている。

上記「S」の文字の中央を横切るように、赤い線が水平に引かれ、その中に白抜きで「SEIROGAN」と記載されている。

上記「S」の文字の下部左側に、3つの白い錠剤が記載されている。

(エ) 左側面

最上部に、赤字で「販売名：正露丸糖衣「キョクトウ」」と記載され、その右には黒字で「第2類医薬品」と記載され、四角で囲まれている。

その下には、小さな字で用法及び用量並びに服用及び保管上の注意が記載されている。

(オ) 背面

小さな字で成分及び分量、効能又は効果、被告の会社名、住所等が記載されている。

(カ) 上面

最上部に赤字で「下痢・食あたり・水あたり」と記載され、赤色の下線が引かれている。

中央に大きく黒字で「正露丸」と記載されている。

その下に赤い錠剤型の楕円形が記載され、その中に白抜きで「糖衣」と記載されている。

最下部に、黒字で「第2類医薬品」と記載され、四角で囲まれており、その右側に黒字で「90錠」と記載されている。

(キ) 底面

上面と同じである。

イ 被告表示1

前記アのとおり、被告商品の包装において、「正露丸」、「糖衣」及び「S」の各文字が記載されてはいるものの、これらは、文字の大きさ、字体及び色が全く異なり、明確に分けて記載されていることが明らかであって、一連一体のものとして記載されているということはできないし、他に被告が被告表示1を使用しているとする主張立証はない。

したがって、被告が被告表示1を使用しているとする原告の主張は採用できない。

ウ 被告表示2

被告表示2は、前記アのと通りの構成である。

(4) 被告表示2と原告各表示との類否判断

ア 被告表示2と原告表示1及び2の対比

以下のとおり、被告表示2と原告表示1及び2は、外観、称呼及び觀念において相違しており、類似する商品表示であるとはいえない。

(ア) 外観

前記(3)ウ(同ア)の被告表示2の構成をみると、「正露丸」、「糖衣」及び「S」の各文字が記載されてはいるものの、これらは、文字の大きさ、字体及び色が全く異なり、明確に分けて記載されていることが明らかであって、一連一体のものとして記載されているなどとはいえない(なお、それだけでなく、各文字の位置関係からして、被告表示2を単一の商品表示とみること自体困難というべきである。 )。

したがって、漢字とカタカナの表記の相違やアルファベットの相違を問題とするまでもなく、被告表示2は、一連一体のものとして「セイロガン」、「糖衣」及び「A」の各文字を組み合わせた原告表示1及び2と、外観において明確に相違するものである。

(イ) 称呼

前記(ア)のとおり、被告表示2は、「正露丸」、「糖衣」及び「S」の各文字が一連一体のものとして記載されているとはいえないから、「セイロガントーイエス」の称呼が生じるとは認められない。

他に原告表示1及び2から生じる「セイロガントーイエー」の称呼と類似する称呼が被告表示2から生じると認めるに足りる証拠はない。

(ウ) 觀念

原告は、被告表示2について「正露丸」、「糖衣」及び「S」の各文字が需要者から一連一体の商品表示と受け取られることを前提として、これが外観及び称呼の点において原告表示1及び2と類似するから、觀念においても共通のものであると主張しているものである。

しかしながら、前記(ア)及び(イ)によれば、その前提を認めることができないから、この点に関する原告の主張にも理由がない。

イ 被告表示2と原告表示3の対比

以下のとおり、被告表示2は、原告表示3と相違しており、類似する商品表示であるとはいえない。

(ア) 原告表示3のうち自他商品識別機能を有する部分

原告表示3のうち、「胃腸薬」、「第2類医薬品」、「軟便」、「下痢」、「食あたり」、「飲みやすい白い錠剤」、「84錠」の各記載は、いずれも単に原告商品の効能、用途、数量について普通に用いられる方法で表示したにすぎないことが明らかである。

また，前記1(2)のとおり，本件医薬品の包装について，直方体で包装箱全体の地色が橙色であることは，同種商品に見られる，ありふれた一般的な構成である。

さらに，医薬品において，医薬品名に続けてアルファベットで一文字を表記することがありふれた一般的表記であることは当事者間に争いが無い上，大きく金色で記載されたアルファベットの「A」の文字自体によって原告の営業又は原告商品を想起させるものであるとする主張立証もない。

そうすると，原告表示3のうち需要者に対する自他商品識別機能を有するのは，原告表示2（ただし，正面は2段に分けて表記されている。），ラッパのマークの部分であることが認められる。

(イ) 被告表示2のうち自他商品識別機能を有する部分

被告表示2のうち「下痢・食あたり・水あたり」，「正露丸」，「SEIROGAN」，「糖衣」，「飲みやすい」，「白い錠剤」，「第2類医薬品」及び「90錠」の各記載は，いずれも単に被告商品の効能，用途，数量について普通に用いられる方法で表示したにすぎないことが明らかである。

また，前記1(2)のとおり，本件医薬品の包装について，直方体で包装箱全体の地色が橙色であることは，同種商品に見られる，ありふれた一般的な構成である。

医薬品において，医薬品名に続けてアルファベットで一文字を表記することがありふれた一般的表記であることは当事者間に争いが無いし，金色で大きく記載されたアルファベットの「S」の文字自体によって被告の営業又は被告商品を想起させるとする主張立証もない。被告も主張するとおり，「S」は本件医薬品の普通名称である「SEIROGAN」の頭文字であるほか，スーパー，スペシャルなど，「優れた」をイメージするアルファベットであることからしても，自他商品識別機能を有するとはいいがたい。

これらのことからすると，被告表示2のうち，原告が，原告表示3と類似すると主張する，正面及び右側面には，何ら自他商品識別機能を有する部分はないというべきであり，被告表示2のうち自他商品識別機能を有するのは，左側面及び背面に記載された被告商品の販売名，被告の社名であると認められる。

(ウ) 対比

前記(ア)のとおり，原告表示3のうち需要者に対する自他商品識別機能を有するのは，原告表示2（ただし，正面は2段に分けて表記されている。）及びラッパのマークの部分であるところ，前記(イ)のとおり，被告表示2にはこれに類する表示がない。

したがって，被告表示2は，原告表示3の類似の商品表示であるとは認められないというべきである。



#### ウ アンケート結果（取引の実情）について

原告は、原告各表示と被告各表示が類似することなどを裏付ける証拠として、インターネットを用いたアンケート結果に係る書証（甲59ないし62）を提出している。

これらの書証によれば、原告が実施したアンケート結果の概要は、要するに、回答者らに対し、被告商品（被告表示2の正面）を示して認識の有無等について質問した後、認識していると回答した約8割の回答者らに対し、原告商品を含むその他の本件医薬品の包装を見せて確認したところ、そのうちの約9割の者が原告商品と誤認していたというものである。

そこで検討すると、上記アンケートの回答者らが、前記1の各事実、すなわち「正露丸」が単なる一般名称にすぎないこと及び原告以外にも本件医薬品を製造販売する業者が多数存在することなどを認識していたかについては全く明らかでない。そうすると、上記アンケートは、前記1の各事実を知らない回答者らが、被告表示2を見て本件医薬品に係る包装であると認識し、そこから本件医薬品に係る市場において大きな市場占有率を有する原告ないし原告商品を想起したにすぎないとみること十分に可能である。

したがって、上記アンケート結果が被告各表示について原告各表示と類似することなどを裏付けるものであるとはいえない。

他に、上記認定を覆すに足りる取引の実情は認められない。

#### (5) 法19条1項1号による適用除外

なお念のため補足して説明すると、前記(4)イ(イ)で述べたとおり、被告表示2のうち「正露丸」及び「糖衣」の各文字は、それ自体としては普通名称にすぎない単語であり、医薬品についてアルファベットを付記することも慣用されている表示にすぎない。「S」についても、自他商品識別機能を認めることはできない。また、被告表示2を全体としてみた場合に、これらの普通名称及び慣用表示を、普通に用いられる方法ではない態様で使用したものであると認めることもできない。

要するに、被告表示2は、これら普通名称ないし慣用表示を普通に用いられる方法で使用しているにすぎないというべきである。

#### 3 結論

以上によれば、その余の点について判断するまでもなく、原告の請求には理由がない。

よって、主文のとおり判決する。

#### 【論 説】

1. 2012年9月21日（金）の朝日新聞社会面38頁の中央部上半部分には、「企業訴訟泣き笑い」の見出しで、2つの裁判事件の判決又は決定に関する

る記事が出ていた。記事の上段部分の見出しは、“「セイロガンには似ていない」正露丸勝訴 ラッパないからOK”で、下段部分の見出しは「企業訴訟泣き笑い サトウの切り餅は敗訴」「側面の切り込み特許侵害」であった。（このうち、後者については、本HPのE - 9で紹介した事件判決に対する最高裁による上告却下の決定と上告受理の申立て不受理の決定については、すでに10月1日号の本欄で紹介したところである。）

2．原告が最初に有していた登録商標「征露丸」は、その語源を日露戦争（明治37・38年）に勝利した謂れを持っていたが、その後、同一内容の胃腸薬について、全国の多数の業者が同一の商標を使用するようになった。この商標「征露丸」は大正15年6月に大審院において登録無効の判決を受けたことから、何人でも自由に使用することができるようになった。そして、戦後は、原告は名称を「正露丸」に変更して商標登録をしたが、他の多数の業者も同様の変更表示をして使用して来た。この改名した商標に対しても、登録無効審決がなされて確定し、今日に至っているが、原告は商標を片仮名文字の「セイロガン」と表示して使用しているから、被告の「正露丸」とは、表示上は別異のものになっていた。

3．そこで、本事件は商標それ自体ではなく、薬剤を収容する包装箱のオレンジ色の商品等表示をめぐって、不競法2条1項1号または2号の適用が争われた事案である（争点2）。

裁判所は、まず、被告表示2と原告表示1, 2とを対比して類否判断をした。その結果、両者は外観、称呼及び觀念において相違しているから、類似する商品表示であるとはいえないと判断した。

次に、被告表示2と原告表示3とを対比し、両者は類似する商品表示であるとはいえないと判断した。

また、本件医薬品の包装については、直方体で包装箱全体の地色が橙色であることは、同種商品に見られるありふれた一般的な構成であると認定し、原告表示3のうち需要者に対し自他商品の識別機能を有するものは、原告表示2とラッパのマーク部分だけだと認定した。

すると、被告表示2にはこれに類する表示がないから、被告表示2は原告表示3の類似の商品表示であるとは認められないと判断したのである。

4．原告は、取引の実情についての主張を裏付けるために、インターネットによって調査したアンケート結果に係る書証（その数は不明）を提出した。しかし、アンケートに対する回答者にとっては、原告以外に本件医薬品を製造販売する業者が多数存在していることについての予備知識などはないから、アンケ

ートの結果は、被告の各表示が原告の各表示と類似することを裏付ける証拠にはならないと認定し、アンケート結果は、裁判所の前記認定を覆すに足る取引の実情とはならないと認定したのである。

しかし、原告にあっては依然として割り切れない不満は残るだろう。その不満は、そもそもどこにあるのかといえば、「正露丸」を普通名称と判断した大審院の考え方にあるのではないだろうか。また、原告が片仮名書きにした「セイロガン」を使用し、なぜ漢字書きの「正露丸」を使用しないのかわからない。しかし、これは老舗の原告にとっては、かえって不利というべきだろう。

5. 医薬品業界における商標の使用法についての実情を筆者はよく知らないが、例えば菓子業界でいえば、今では普通名称となっている商品「柿の種」の由来は、せんべいメーカーの今井与三郎氏が、偶然に作ったいびつな形の小さなせんべいを試食した老人が、色も形も柿の種みたいだと口にした言葉からだといわれている。その老人はまた与三郎氏に問われた屋号がなかったことから、近くの工場現場で働いていた大阪出身の青年が教えてくれた餅をカンナで削って作ったあら製法からヒントをえたことから大坂屋にしようとしたが、すでに菓子店名としてはあった。そこで「浪花屋」(大阪=浪花)にしたという。それは大正13年(1925)10月ごろであり、研究を重ねて完成した「柿の種」について、大正14年暮れに「元祖浪花屋柿の種」と命名したという。しかし、与三郎氏はこの時、製法についての特許も、命名についての商標登録も考えていなかったようである。ただ、当時すでに他のせんべいメーカーが「柿の種」のネーミングの商品を作り始めていたことから、「元祖」の言葉を入れたものと思われる<sup>(1)</sup>。

6. 本事件の紹介において、他事がやや長くなったが、筆者がもし本件原告に助言を与えるとすれば、「元祖正露丸本舗」と表示されてはどうかという提案である。

〔牛木 理一〕

---

<sup>(1)</sup> 今井与三郎の名前を筆者が知ったのは、弁理士かけ出しの昭和36年頃に、当時長岡市の市議員でもあった今井氏が、道路に埋設する消雪パイプの実用新案権を取得したことを知った時である。今日、雪国地方で普及している「消雪パイプ」の生みの親である。その今井氏が浪花屋製菓株式会社の社長であることを知ったのはその後のことであり、「柿の種」の生みの親でもあったのである。なお、前記実用新案権は、その後、長岡市に無償譲渡されたことは承知していた。公共性が強い考案であることを理由に、長岡市はその装置を開放し、何人も自由に施工することができるようになったから、普及に貢献したといえる。(参照文献：恒文社編集部「元祖浪花屋柿の種のココロ」2008年)

(別紙)

被告表示目録

1 正露丸糖衣 S

2 (正面)



(右側面)



(90度左回転させたもの)

(別紙)

原告表示目録

1 セイロガン糖衣 A

2 **セイロガン<sup>糖衣</sup>A**

3 (正面)



(左側面)



(90度左回転させたもの)

# 元祖 柿の種

豊潤な自然に囲まれた越後平野、  
そのまんなかで清らかな水と空気を友に  
最高級のもち米を素材として  
かたくななまでに頑固な職人の技で、  
ひとつひとつ入念に焼上げました。



## 柿の種

伝統の味とデザイン、  
元祖説花屋の柿の種。



## 大粒柿の種

もち米の豊かな風味を生かし  
たまり醤油で仕上げた大粒柿の種。



## 巾着シリーズ

浪花屋伝統の技で丹精込めて仕上げた  
特選米菓巾着袋包装品。

各種商品を取り揃えております。詳細については下記ホームページをご覧ください。

<http://www.naniwayaseika.co.jp/>